

<案>

学校における危機管理対応マニュアル
～ 原子力災害発生時 ～

平成24年 月

鳥取県教育委員会

目 次

第1章 総 則

- 1 避難計画の範囲 1
- 2 県又は市町村の防護対策 1

第2章 原子力災害発生時の対応

- 1 対応の要点 2
- 2 状況別の基本的対応手順 3
 - (1) 在校時の対応（学校が所在する地域に避難指示が出された場合）
 - (2) 在校時の対応（屋内退避指示等が出された場合）
 - (3) 在校時の対応（避難指示または屋内退避指示が出るまでに時間的な余裕がある場合）
 - (4) 登下校時の対応
 - (5) 校外活動時の対応
 - (6) 在宅時（勤務時間外）の対応
- 3 行動の重点 9
 - (1) 各学校種別の重点
 - (2) 学校の実態に即したものにするために

第1章 総 則

福島原子力発電所における原子力事故への対応を踏まえ、原子力災害特別措置法や防災基本計画（原子力災害対策編）の改訂等、原子力防災に関する抜本的な見直しが行われているところです。

島根原子力発電所が近くに立地している本県においても、過酷事故（シビアアクシデント）発生時を想定した児童・生徒の避難計画を策定しておく必要があります。

そこで、原子力災害が発生した際に教職員等が個別に対応する時の参考となるよう、基本的な対応の手順を流れ図にして本書にまとめました。

なお、本書は一般的に想定されている原子力災害への対応の大まかな目安として作成していますので、それぞれの学校においては、本書及び他の有効な情報を参考にして、学校の規模や校種、立地場所などの実態に応じ、学校独自の具体的なマニュアルを作成されることをおすすめします。

また、様々な状況下での原子力災害を想定した訓練を実施し、教職員及び児童生徒の危機管理意識を啓発していただくことが望まれます。

1 避難計画の範囲

(1) 時間的な範囲

島根原子力発電所の事故発生から、被災した地域の「原子力緊急事態解除宣言」後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでの間

(2) 地理的な範囲

島根原子力発電所から半径30km圏内（以下「要避難地域」という。）にある公立・私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

(3) 避難対象者の範囲

要避難地域の学校の在校児童・生徒

2 県又は市町村の防護対策

原子力災害により放射性物質又は放射線の異常な放出があった場合は、県又は市町村から要避難地域に対して、以下の指示（以下「指示」という。）が出されます。

(1) 屋内退避指示

・建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入を防止し、内部被ばくの低減を期待する。

(2) コンクリート屋内退避指示

・予測線量が比較的高い場合で、避難する時間的余裕がないときに、屋内退避より大きい遮へい及び気密効果によって、大きな被ばく低減を期待する。

(3) 避難指示

・放射性物質からできるだけ遠く離れ、放射線の外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばくを避ける。

第2章 原子力災害発生時の対応

1 対応の要点

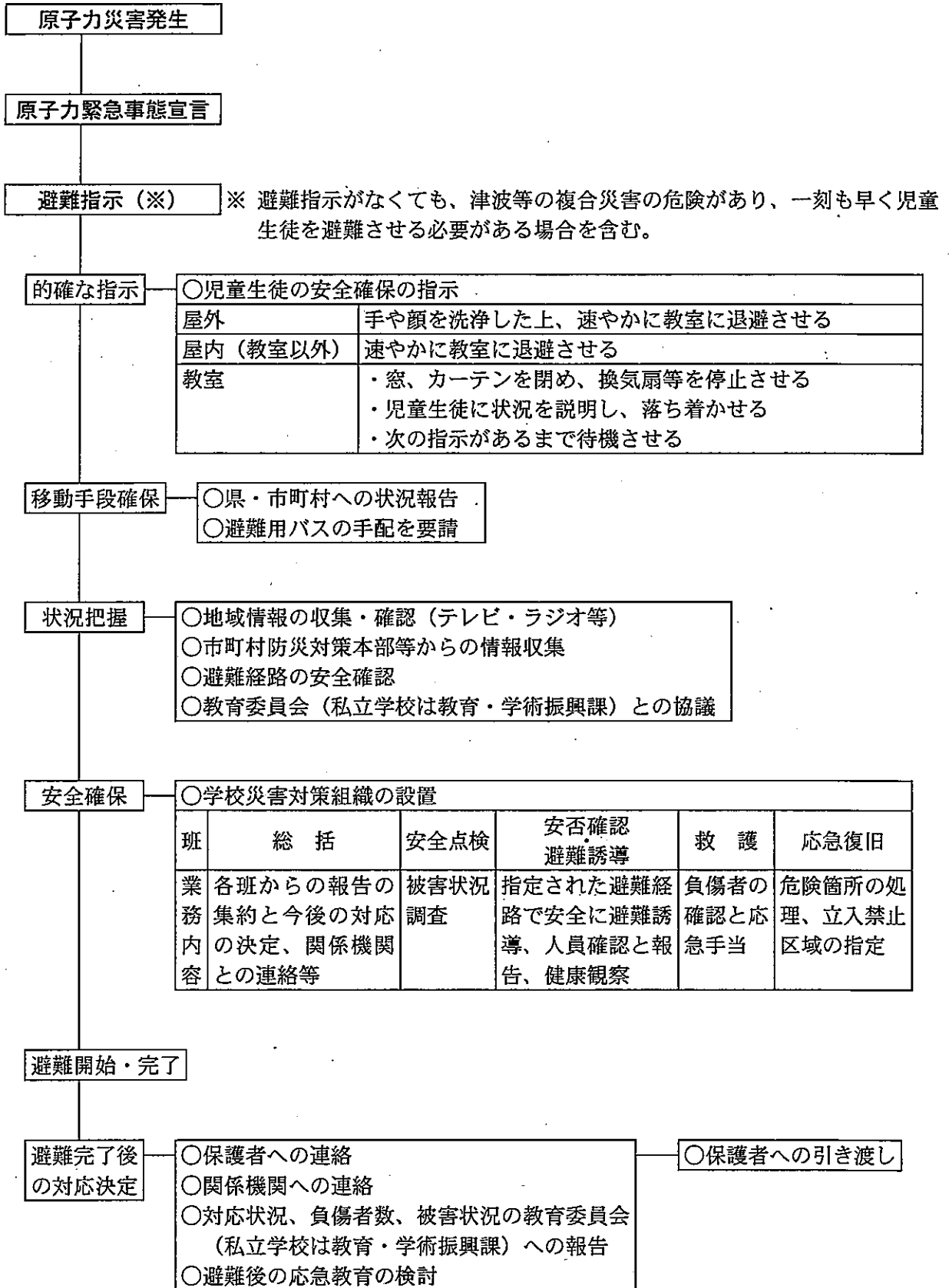
児童生徒の状況	原子力災害発生まで	災害発生時	災害発生後
在校時	<ul style="list-style-type: none"> ○所在場所に応じた安全確保の方法を訓練する。 ○避難時の行動方法の訓練を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかに休校措置をとる。 ○児童生徒の安全確保のための的確な指示をする。(屋内退避を指示する、窓及びカーテンを閉める など) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の人員を確認し、経過観察する。 ○不安を和らげる配慮をする。 ○負傷者の応急手当をする。 ○校内を巡回し校舎の状況把握と残留者の発見・救出をする。 ○災害の規模、地域状況等の情報を収集し、児童生徒に説明する。 ○保護者・関係機関へ連絡等を行う。 ○災害の規模、状況を勘案し、児童生徒を保護者へ引き渡すか、速やかに避難を開始するかを判断する。 ○保護者への引き渡しができなかった児童生徒を保護する。
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校の状況に応じた安全確保の方法を訓練する。 ○危険箇所の確認と安全な避難場所等を周知・徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内にいる児童生徒の安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安否を確認する。(校内巡視、通学路巡視、自宅確認など) ○保護者・関係機関へ連絡または情報収集を行う。 ○校内にいる児童生徒の避難又は保護者へ引き渡しを行う。
校外活動時	<ul style="list-style-type: none"> ○下見の時に、見学施設の避難経路、避難場所等の確認をする。 ○学校への連絡方法を事前に確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安全確保のための的確な指示をする。 ○安全な場所へ避難誘導をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理者の指示に従う。 ○児童生徒の人員を確認し、経過観察する。 ○不安を和らげる配慮をする。 ○学校へ連絡をし、以後の行動について指示を仰ぐ。
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の程度に応じた教職員の配備計画を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分と家族の安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分と家族等の安全を確認後、自宅待機又は学校に集合する。 ○児童生徒の所在・安否確認をする。

※事前に、災害発生時における県や市町村の対応内容、情報伝達経路、児童生徒が取るべき行動等を把握しておく。

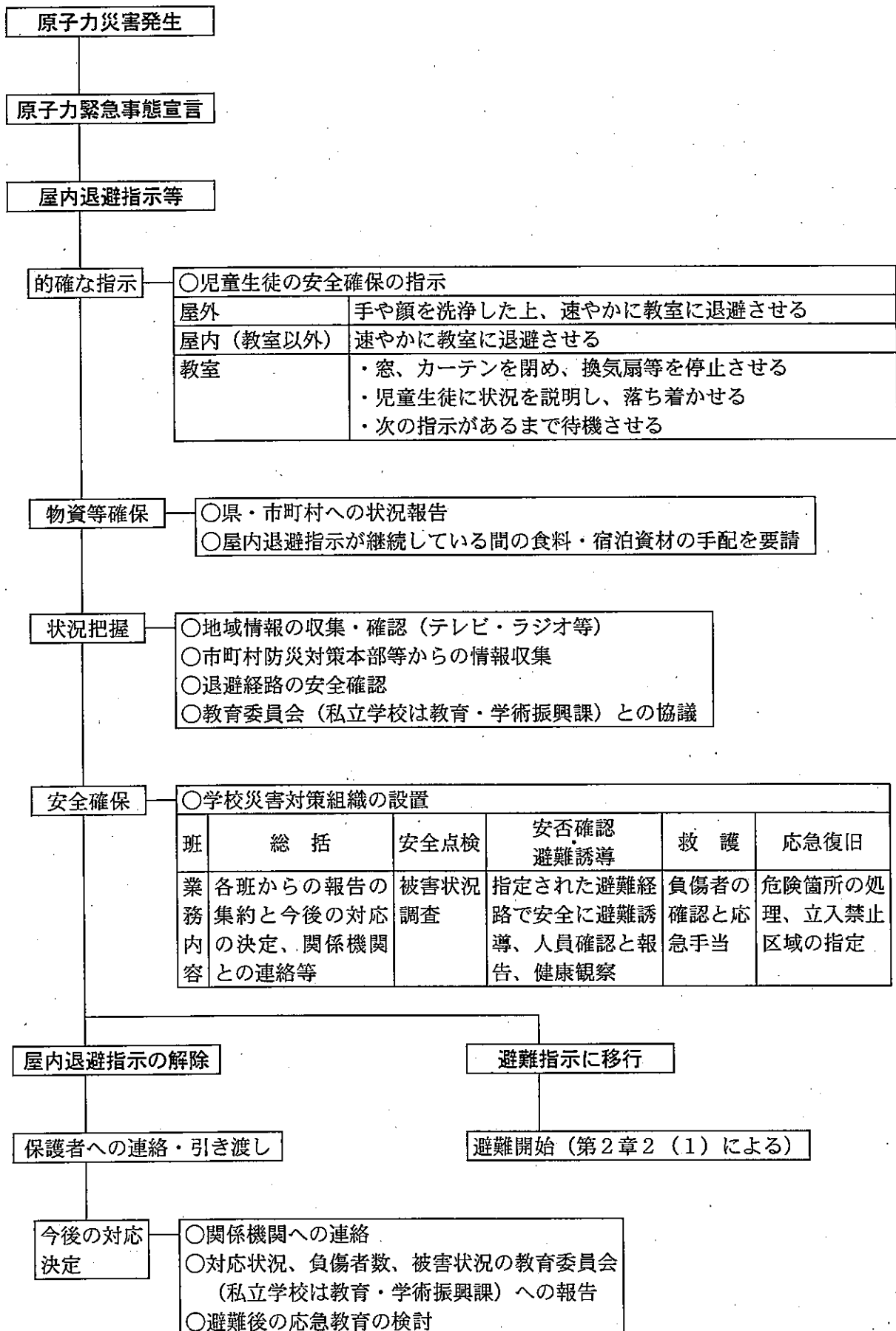
※避難に当たっては、県及び市町村の指示に従う。

2 状況別の基本的対応手順

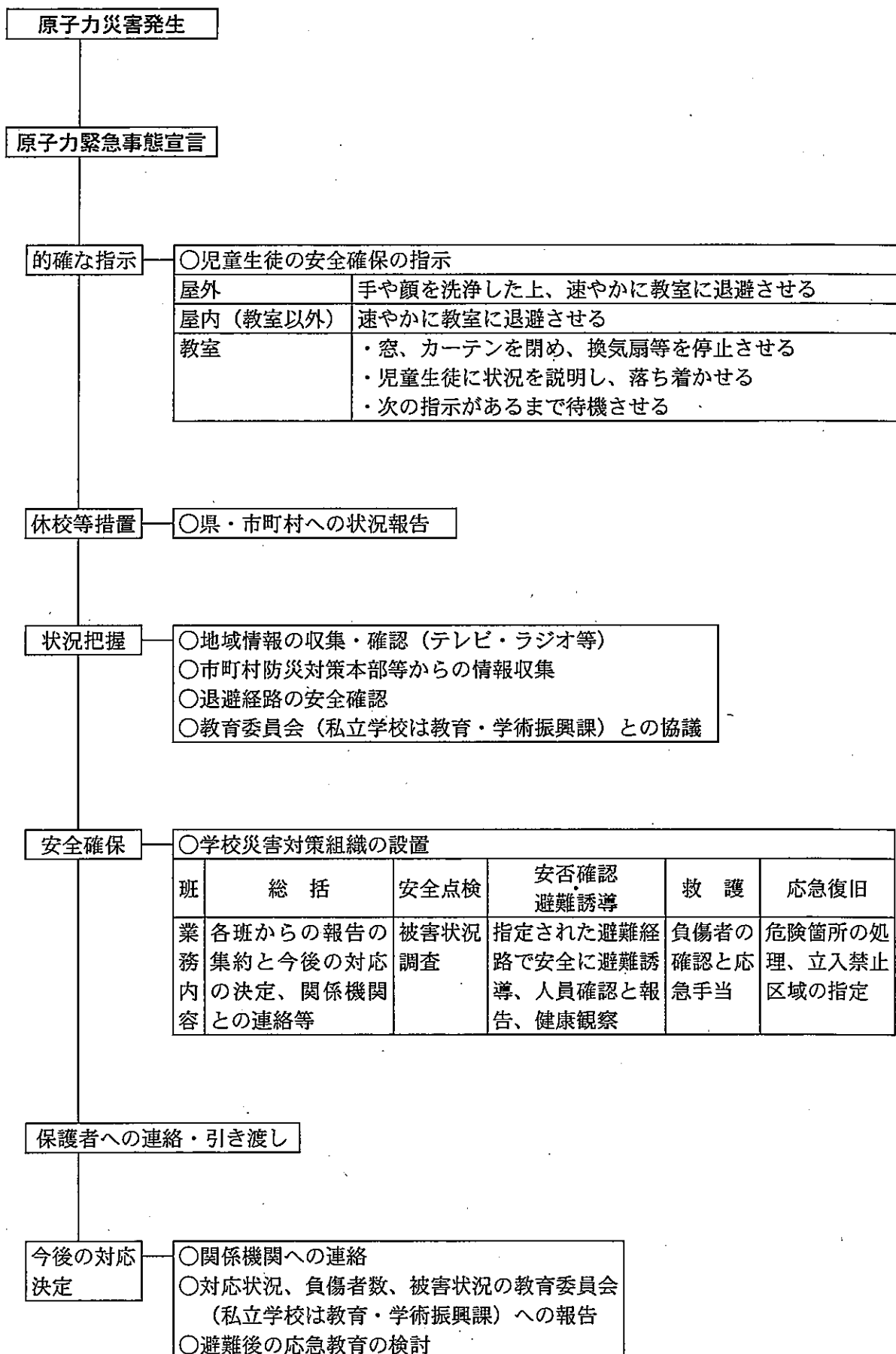
(1) 在校時の対応（学校が所在する地域に避難指示が出された場合・津波等の複合災害が予想され、緊急で避難する必要がある場合）



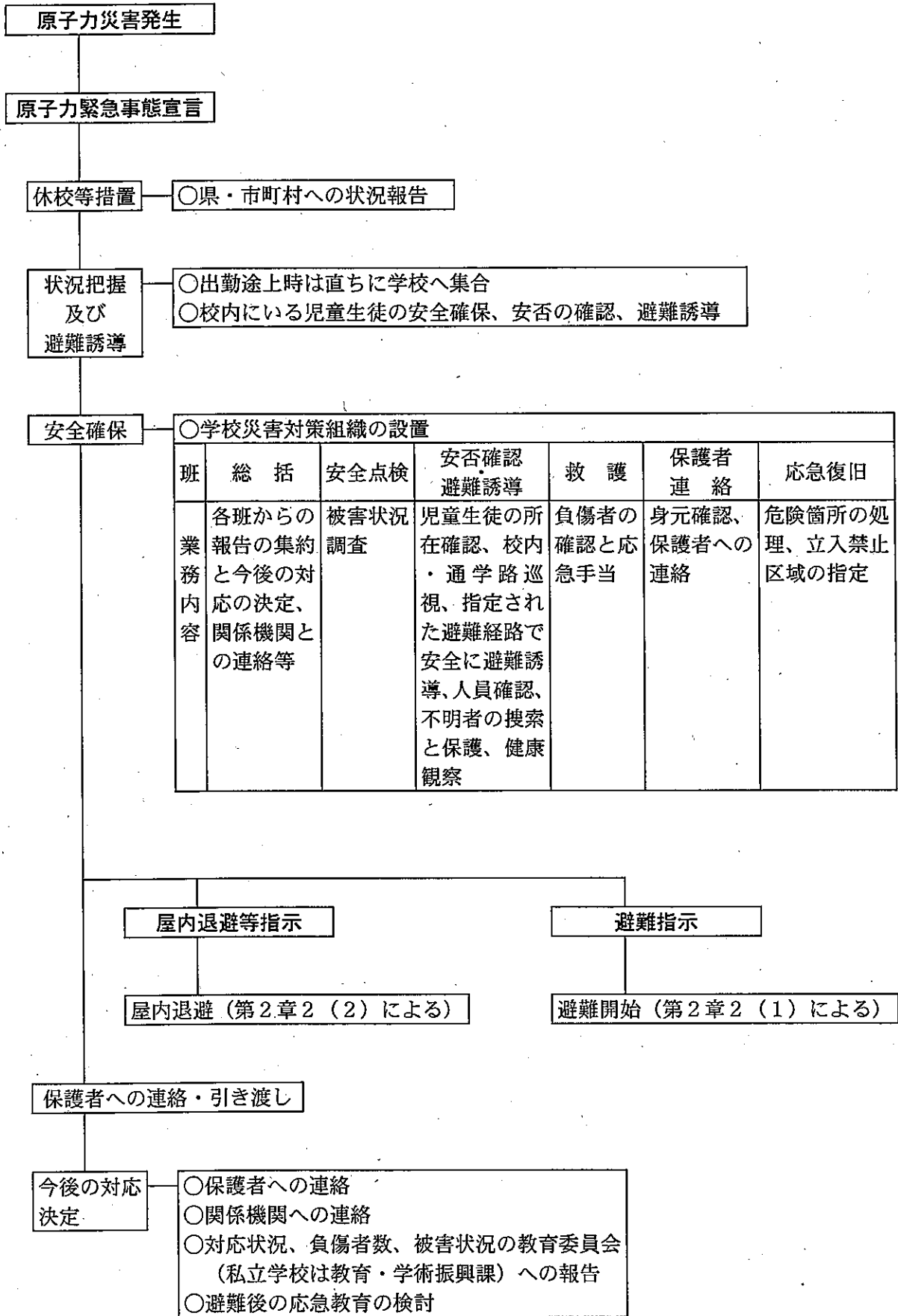
(2) 在校時の対応（屋内退避指示またはコンクリート屋内退避指示（以下「屋内退避指示等」という）が出された場合）



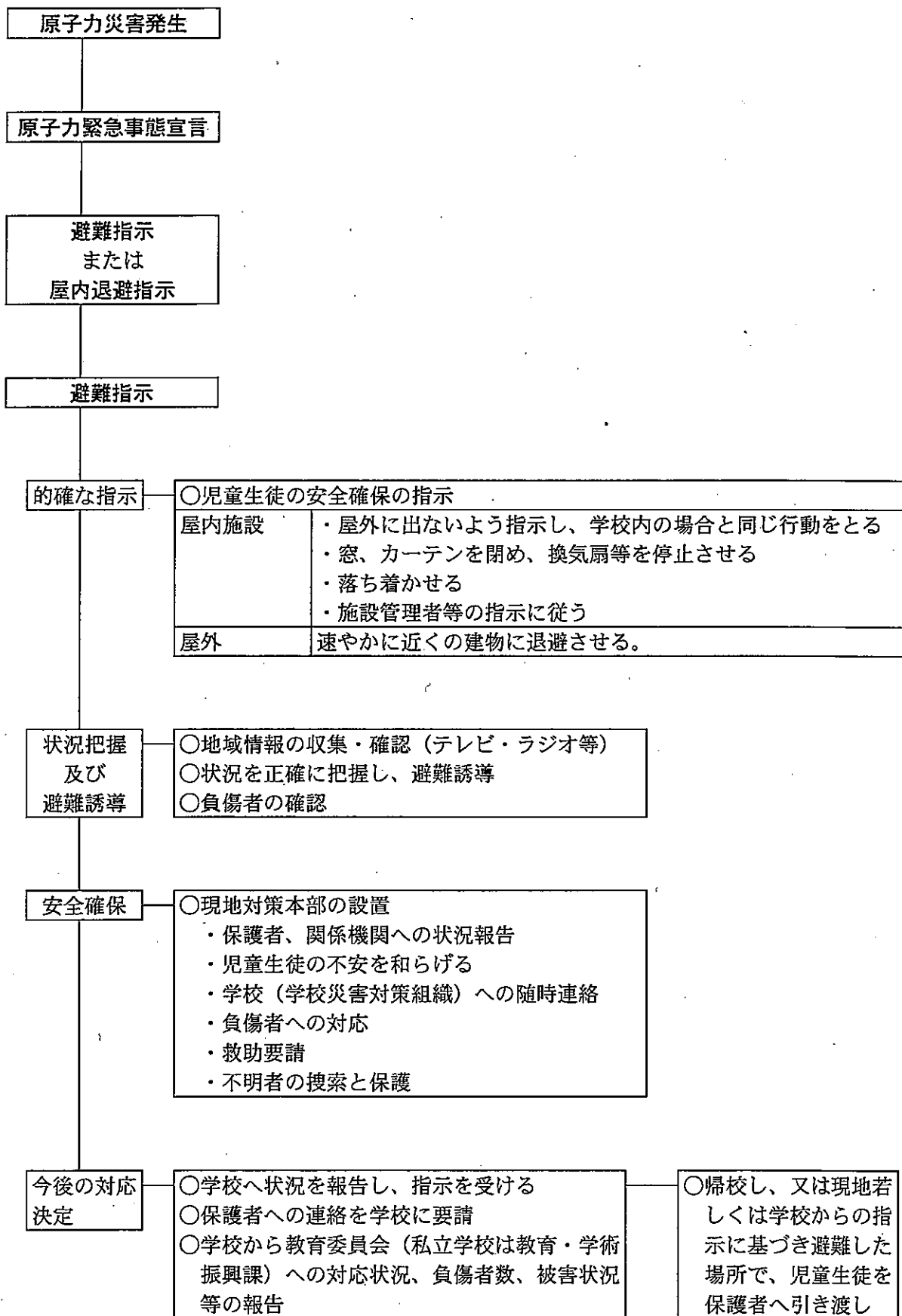
(3) 在校時の対応 (避難指示または屋内退避指示等が出るまでに時間的な余裕がある場合)



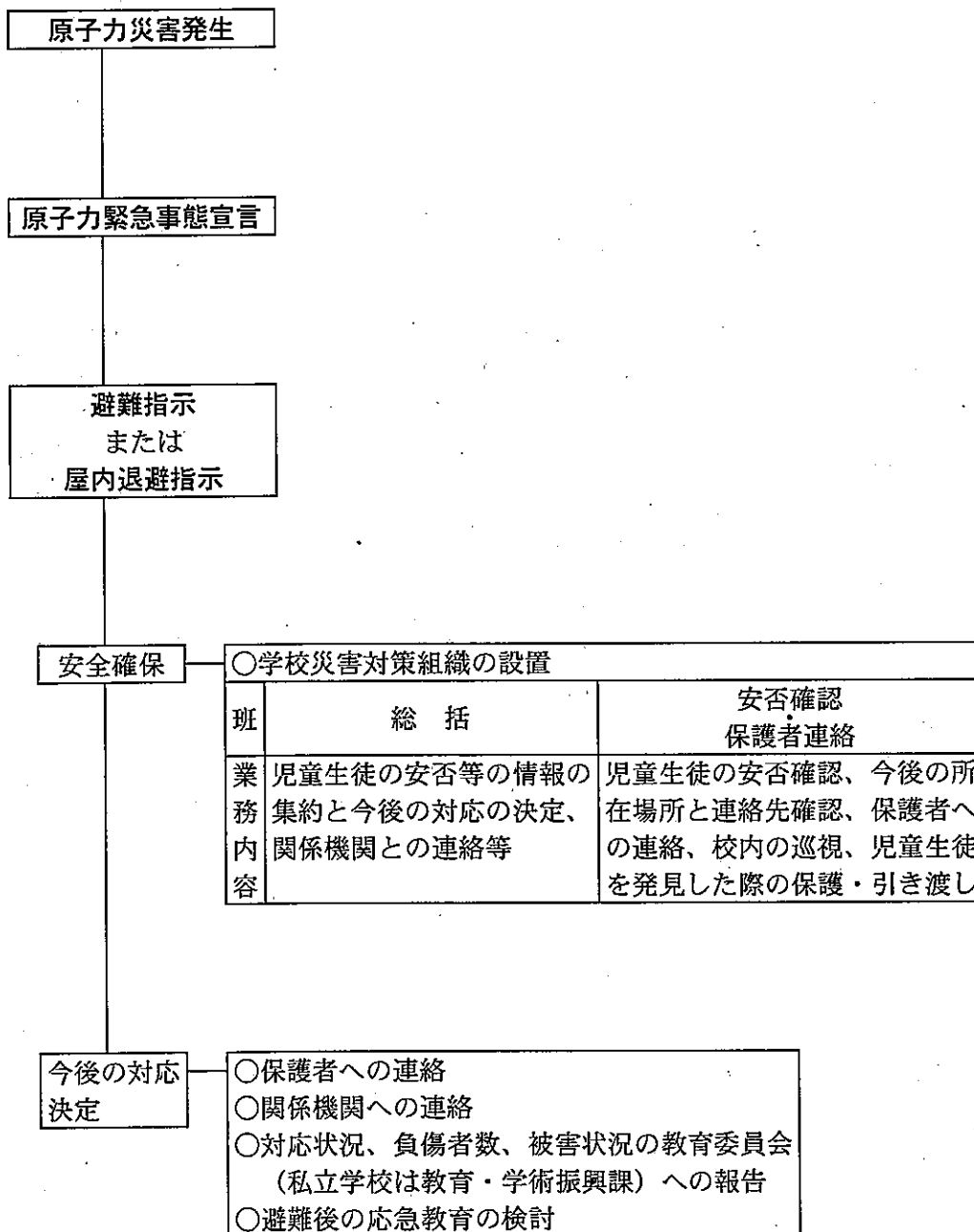
(4) 登下校時の対応



(5) 校外活動時の対応



(5) 在宅時（勤務時間外）の対応



3 行動の重点

(1) 各学校種別の重点

【小学校】

- ・状況に応じた的確な行動がとれない場合があるので、教職員は具体的で分かりやすい指示をする。
- ・集団で行動をする場合には、落ち着いた行動となるよう徹底する。
(例)「お・は・し・か」**お**さない、**は**しらない、**し**ゃべらない、**か**ってなこうどうをしない)
- ・屋内退避後は、児童の不安を和らげるよう配慮する。

【中・高等学校】

- ・パニックとならないように、的確な指示と情報を提供する。
- ・心理的不安を取り除くよう努める。
- ・屋内退避中に生徒が単独行動をとらないよう注意する。
- ・公共交通機関を利用する通学者に対して、交通機関の運行状況等の的確な情報提供を行う。

【特別支援学校】

- ・ひとりでは避難できない児童生徒がおり、教職員間の役割分担等も複雑になるため、他の校種以上に研修・訓練を充実させる必要がある。
- ・心理的不安を取り除くよう努める。
- ・各児童生徒の通学方法・家庭状況を把握し、下校時に立ち往生した場合の保護や保護者への引き渡し迅速に行えるようにしておく。
- ・外出時、登下校時には連絡先を記したカードを携行するよう指導しておく。

(2) 学校の実態に即したものとするために

- 基本行動や状況別の行動指針を参考にするなどして、各学校の立地条件や人員体制に応じた対応計画を定めておくことが必要である。
- 即時避難の場合は学校単位で避難することとなるため、避難の方法や交通手段の確保、避難先との連絡調整など定期的に確認・検討しておく必要がある
- 都市部の核家族世帯が多い学校では、保護者との連絡方法を確認しておく。
- 学校のほか、周辺の避難施設となり得る施設（公民館等の公的施設）を想定しておく必要がある。
- 校外活動や屋外活動の際は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ避難できる施設等を調べておくとともに、通信連絡手段や避難場所からの移動手段等を想定しておく必要がある。
- 避難指示が出ていない段階であっても、島根原発5km圏内に避難指示が出された場合には、災害発生翌日から段階的に住民避難が開始されるため、災害発生から2時間以内を目途に保護者への引き渡しが完了することを想定しておく必要がある。
- 保護者への引き渡しができない場合の児童生徒の避難・保護等を検討しておく必要がある。